

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	上福岡高等看護学院
設置者名	医療法人誠壽会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門（三年課程）	看護学科	夜・通信	84 単位	10 単位	
		夜・通信			
（備考）					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.kamiko.ac.jp/curriculum/ HP に掲載

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	上福岡高等看護学院
設置者名	医療法人 誠壽会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営会議
役割	（運営会議） 第3条 学院の運営の円滑化を図るため、学院長又は理事長が選任する若干名をもって構成する。 2 設置主体である医療法人誠壽会理事会との連携を図る。 3 学院長又は理事長が議長、事務長が書記となり、次の事項を審議する。 (1) 学校の学則・細則、諸規定の制定等の検討。 (2) 決算・予算の執行計画。 (3) 学校の教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項。 (4) 学生の定員・身分、賞罰に関する事項。 (5) 学生の単位認定および卒業に関しての成績審議に関する事項（成績審議会）。 (6) 教職員の人事に関する事項。 (7) 教育施設に関する事項。 (8) その他、前号に掲げるほか、学院の運営管理に関し重要と認める事項。 4 この他に關しても、必要な事項は會議によって決定する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医療法人誠壽会 本部長	令和8年6月～ 令和10年5月	学校を運営している誠壽会の本部長
上福岡総合病院 看護部長	令和8年6月～ 令和10年5月	実習病院代表
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上福岡高等看護学院
設置者名	医療法人誠壽会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書(シラバス)は科目ごとの担当者が、科目設定の理由やの到達目標に沿って学習のまとまりごとに学習内容を精選し、1コマの内容と学習に効果的な授業方法を決め、科目全体の評価方法と基準を記載する。シラバスは、別表通りに基礎分野、専門分野、専門分野ごとに編集してホームページにて公表し、その周知に努めている。事前課題・課題は直前シラバスで提示し、自主学習を促している。実習はシラバスを掲載しているが、1・2年生の基礎看護学実習は実習オリエンテーション時にチームスで配信し、領域別実習は「実習要項」を作成してチームスで配信して共有している。実習要項には、科目ごとに実習目的・目標、学習内容、実習方法と留意点、スケジュール、評価項目・基準等を明記している。 また、ホームページに公開することで広く社会に公表している。	
授業計画書の公表方法	https://www.kamiko.ac.jp/overview/ HPに掲載
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業は1コマを90分とし、75分以上参加して出席となり、当該科目における時間数の3分の2以上の出席をもって評価を受けることができる。評価は、筆記試験・口頭試問・レポート・パフォーマンスや成果物等で行う。成績の評価は、次の区分に従って行う。 A(80点以上)、B(70点以上90点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満) 本試験が60点未満の者は、不合格となるが、再試験で合格すれば単位を認定している。ただし、評価点は一律60点となる。 また、本試験がやむ得ない事由で未受験となった場合は、追試験を受けることができ、合格すれば単位を認定している。ただし、評価点は素点に0.8を掛けた点数となる。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 客観的な指標の設定は、すべての科目を100点満点で点数化した合計点の平均を算出する。算出された点数をA(80点以上)、B(70点以上90点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満)の4区分に分類する。	

4 区分における学生の分布状況は、ホームページ上で公表している。また、保護者へは各学年の前期・後期の成績結果を年2回、郵送で報告している。

また、成績評価の適切な実施については、学則、成績評定及び欠席に関する規定、臨地実習評価規定に明示しており、学生には「学生便覧」としてチームスで配信している。また、簡略した内容が「学生生活のしおり」に掲載しており、ホームページ上で周知している。

新入生には入学時ガイダンスで、「学生便覧」を用いて説明し、試験前は試験に関するオリエンテーションを行い、前期・後期の終了時期には成績表の見方を説明している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.kamiko.ac.jp/curriculum/>
HPに掲載

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則(卒業証書・称号の授与)並びに成績評定及び欠席等に関する規定(卒業の認定)、臨地実習評価規定に基づき、卒業判定は進級審議会の議を経て認定される。

学則

第7章 卒業及び賞罰

(卒業証書・称号の授与)

第28条 教育課程に定める全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

2 前項の認定をされた者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士を称することができる。

成績評定及び欠席等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、本校の成績評定及び欠課等に関する必要な事項を定める。

(履修科目及び単位数)

第2条 履修科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修の方法)

第3条 別表に定める全ての科目を履修しなくてはならない。

(試験の実施)

第4条 終講試験は当該科目を終了後に行う。

(単位の認定)

第5条 当該科目の時間数の3分の2以上出席し、試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 欠課が当該科目の時間数の3分の1以上になった場合は、成績評価は行わない。

3 成績評定の結果等を勘案した上、進級審議会の議を経て認定される。

(成績評価)

第6条 評価は筆記試験、口頭試問、レポート、パフォーマンスや成果物等で行う。

第7条 評価の評定は次の区分に従って行う。

[成績点数]	[評定]
80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	B
60 点以上 70 点未満	C
60 点未満	D

- 2 実習は実習計画に従って単位を取得する。

(受験資格)

第 8 条 原則、当該科目の授業時間の 3 分の 2 以上出席しなければ、成績評価は行わない。

- 2 ただし次の事由のいずれかに該当する場合、学院長がやむを得ないと認めた場合、補講（レポート等の提出を含む）を受けることができる。
 - 1) 近親者（2 親等以内）の死亡及び結婚
 - 2) 本人の病気
 - 3) 災害（交通事故を含む）
 - 4) その他、学院長が認める事由
- 3 上記事由について証明する書類を提出しなければならない。

(試験実施の時期)

第 9 条 終講試験は、原則として時間割に提示された日に実施する。

- 2 追試験及び再試験は、追試験・再試験計画に則って行う。

(合格基準)

第 10 条 本規定の成績評価第 8 条第 1 項の評定で明示されている 60 点以上を合格とし、60 点と表記する。

(実施時期)

第 11 条 終講試験は当該授業を終了後、1 週間を目安に行う。

(試験時間)

第 12 条 終講試験の時間は原則として 45 分とする。

- 2 受験者は、試験開始後 15 分を越えた場合、試験場に入室することはできない。
- 3 試験は途中退室することはできない。

(追試験)

第 13 条 終講試験がやむを得ない事由で未受験者となった者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を希望する者は、事由が終了後直ちに追試験受験願（様式第 12 号）を担任に提出する。
- 3 受験の許可は、本人の願い出に基づき授業担当者の意見を徴して、学院長が決定する。
- 4 受験を認められた者は、1 科目ごとに追試験料（別表第 3）を納入する。

(追試験の評価)

第 14 条 追試験の評価は 80%をもって評点とする。

(再試験)

第 15 条 終講試験・追試験が合格点に達しなかった者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受ける者は再試験受験願（様式第 13 号）を担任へ提出し、再試験料（別表 3）を納入する。
- 3 合格基準は 60 点とし、60 点以上を得点しても評価点（素点）は 60 点とする。
- 4 再試験を無断で欠席した場合、受験を辞退したものとみなす。

（不正行為）

第 16 条 不正行為とみなされた者は当該科目の試験を無効とし、学則第 35 条に基づき厳重に処分する。

（進級の要件）

- 第 17 条 当該学年において履修すべき科目の成績が C 以上の者が進級できる。
- 2 原則、未修得単位が 2 単位以内の者は、教育上有益と認めた場合に仮進級できる。
 - 3 仮進級となった学年で未修得単位を修得しなければ、次の学年に進級できない。
 - 4 原則、未修得単位が 3 単位以上の者は、当該学年に留まり当該科目の単位を全て修得する。
 - 5 進級の判定は進級審議会において決定する。

（欠 課）

第 18 条 授業の受講時間不足が 15 分以上となった場合は欠課とする。

（遅刻・早退）

- 第 19 条 授業の途中から入講し、受講時間不足が 15 分未満の場合を遅刻とする。
- 2 授業の途中から退講し、受講時間不足が 15 分未満の場合を早退とする。

（卒業の認定）

第 20 条 成績評定の結果等を勘案した上、卒業審議会の議を経て認定される。

臨地実習評価規定

（目 的）

第 1 条 この規定は、上福岡高等看護学院学則第 24・25 条に関する必要な事項を定める。

（評価方法）

- 第 2 条 実習評価は「実習評価表」を用いて出席時間および実習内容、実習態度を総合して評価する。
- 2 原則、当該科目の実習時間の 3 分の 2 以上出席しなければ、実習評価は行わない。ただし実習の継続・中止に関しては、学生の状況に応じて検討する。

（評価の時期）

第 3 条 実習評価は実習終了後に実施する。

（合格基準）

第 4 条 当該科目の履修時間数の 3 分の 2 以上出席し、実習評価が 60 点以上の者に所定の単位を与える。

（追実習）

- 第 5 条 次の事情で当該科目の成績評価を受けられなかった者は、追実習を受けることができる。
- 1) 近親者（2 親等以内）の死亡及び結婚
 - 2) 本人の病気

- 3) 災害（交通事故を含む）
- 4) その他、学院長が認める事由

- 2 追実習を希望する者は、事由が終了後直ちに追実習履修願（様式第 12 号）と上記事由について証明する書類を担任に提出する。
- 3 追実習を認められた者は、1 科目ごとに追実習料（別表第 3）を納入する。
- 4 実習方法（実習場所・期間・担当教員等）については、教員会議の議を経て決定する。

（再実習）

第 6 条 本実習及び追実習の評価が 60 点未満の者は、再実習を受けることができる。

- 2 再実習を受ける者は、期日までに再実習履修願（様式第 13 号）を担任に提出し、再実習料（別表 3）を納入する。
- 3 実習方法（実習場所・期間・担当教員等）については、教員会議の議を経て決定する。
- 4 合格基準は 60 点とし、60 点以上を得点しても評価点(素点)は 60 点とする。
- 5 再実習を無断で欠席した場合、再実習を辞退したものとみなす。

（不正行為）

第 7 条 不正行為とみなされた場合は当該実習の無効を講ずる。

（実習の中止に関して）

第 8 条 実習担当教員は、学生が実習を継続するのが困難と判断した場合、副学院長、教務主任と検討した後に、実習の中止を言い渡すことができる。

- 2 実習中止後の対応は、教員会議等で検討する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.kamiko.ac.jp/curriculum/>
HP に掲載

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	上福岡高等看護学院
設置者名	医療法人誠壽会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	「医療法人誠壽会貸借対照表」は、学校窓口（事務室）にて一般閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	「医療法人誠壽会収支計算書又は損益計算書」は、学校窓口（事務室）にて一般閲覧可能
財産目録	「医療法人誠壽会財産目録」は、学校窓口（事務室）にて一般閲覧可能
事業報告書	「医療法人誠壽会事業報告書」は、学校窓口（事務室）にて一般閲覧可能
監事による監査報告（書）	「医療法人誠壽会監事による監査報告（書）」は、学校窓口（事務室）にて一般閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単 位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	106 単位	65 単 位	10 単 位	23 単 位	0 単位	8 単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		123 人	0 人	9 人	51 人	60 人	
(備考) (任意記載事項)							

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 1) 授業は、講義、演習、実技演習、実習の形態があり、それぞれを組み合わせられて行われる。 2) 3年間で看護師国家試験の受験資格を得るために必要な科目数である86科目、必要な単位数の106単位を履修する。 3) ディプロマポリシーに掲げた「人に向き合う力」「看護する力」「健康への関心力」「共に行動する力」「自ら学ぶ力」を身につけるよう、学年ごとに科目を配置しており、カリキュラムマップに示している。

- 4) 年間の授業の進度は、科目の関連や難易度に合わせて計画し、時間割に示して周知している。
- 5) 実習は、医療・福祉施設や保育所、障害者就労施設等、多様な場において医療チームの一員としての姿勢を学び、看護実践や体験を通して看護の意味を考える。また、地域での探求学習や産業まつりでのイベント企画等、地域の人と触れ合いながら健康の維持・増進に向けた学習活動を行う。

成績評価の基準・方法

(概要)
授業は1コマを90分とし、75分以上参加して出席となり、当該科目における時間数の3分の2以上の出席をもって評価を受けることができる。評価は、筆記試験・口頭試問・レポート・パフォーマンスや成果物等で行う。成績の評価は、次の区分に従って行う。
A (80点以上)、B (70点以上90点未満)、C (60点以上70点未満)、
D (60点未満)
本試験が60点未満の者は、不合格となるが、再試験で合格すれば単位を認定している。ただし、評価点は一律60点となる。
また、本試験がやむを得ない事由で未受験となった場合は、追試験を受けることができ、合格すれば単位を認定している。ただし、評価点は素点に0.8を掛けた点数となる。

卒業・進級の認定基準

(概要)
成績評価は、学則、成績評定及び欠席に関する規定、臨地実習評価規定に基づき、成績評定の結果等を勘案した上、進級審議会の議を経て認定される。

学修支援等

(概要)
入学前教育として、基礎学力の維持を目的としたワークブックを用いた学習を課している。入学時に確認試験を行う。各学年において、ディプロマポリシーに向う自己を振り返り、課題に対する対策を立て取り組むことを支援している。また、学期末の試験の結果を踏まえ、個人面談を行い、学習計画を立案する。国家試験対策は、担当教員が各学年の計画を立て、模擬試験や講習を行っている。
学校独自の奨学金制度があり、学費等の支援を行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33人 (100%)	0人 (0%)	33人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 医療・福祉業界			
(就職指導内容) 就職説明会の案内、履歴書記載の支援、面談の支援を行っている。			

(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験結果（2025 年度）は、97%と好成績であった。
(備考)（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
121 人	7 人	5.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談および三者面談の実施、学習支援、カウンセラーが対応する「心の相談室」へ紹介奨学金支援		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	200,000 円	480,000 円	240,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.kamiko.ac.jp/overview/ HPに掲載		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
(備考)		
本校は、第三者評価を実施していない。第三者評価の実施時期は未定である。 本校は、規定に則り学校関係者評価を行っている。 自己点検・自己評価 (目 的) 第1条 本学院の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、教育水準の向上をめざす。		

(学校評価)		
第2条 厚労省が提示する看護師等養成所自己点検・自己評価指針を基に作成した評価項目について、教職員にアンケートを行い評価する。		
2 副学院長と教務主任で学校評価アンケートを作成し、教職員を対象に年1回実施する。		
3 アンケートの集計は教務事務が行う。		
4 アンケート結果は副学院長と教務主任で分析し、課題を明らかにする。		
5 結果および課題を教職員で共有し、今後の学校運営に活かす。		
(授業評価)		
第3条 講義、実習の教育方法に関する項目について、学生にアンケート（専任教員用・外部講師用）を行い評価する。		
2 授業アンケートは講義と実習について、科目終了後にチームスで配信する。 ※アンケートを提出した学生は「提出確認表」にチェックを入れる。		
3 アンケートの集計は教務事務が行う。		
4 外部講師は授業へのコメントをフィードバックする。		
5 専任教員は自己分析し、今後の教育活動に活かす。		
(学修評価)		
第4条 学修評価として下記の項目の評価を年1回行う。		
(1) 評価の評定区分の人数と割合		
(2) 留年・退学者の人数と割合		
(3) 国家試験の受験者・合格者数と割合		
2 学修評価の結果は副学院長と教務主任で分析し、課題を明らかにする。		
3 結果および課題を教職員で共有し、今後の学校運営に活かす。		
(関係者評価)		
第5条 自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、学院に関連する実習病院等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。		
2 学校関係者評価会の構成員は表の通りである。		
3 当該会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。		
4 学校関係者評価は年1回行う。		
(公表方法)		
第7条 自己点検評価後に学校関係者評価を行い、結果は当学院のHP上で公表する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
上福岡総合病院	令和8年6月～ 令和10年5月	実習病院代表者
池袋病院	令和8年6月～ 令和10年5月	教育に関する有識者
ますなが医院	令和8年6月～ 令和10年5月	地域の医療関係者
松本病院	令和8年6月～ 令和10年5月	地域の医療関係者

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.kamiko.ac.jp/
--